

## イ 医療職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	149,000	186,900	222,100	248,100	279,900	327,000	371,100
	2	150,400	188,500	223,700	249,300	281,900	329,000	373,800
	3	151,800	190,100	225,300	250,500	284,100	331,200	376,400
	4	153,200	191,700	226,900	251,900	286,200	333,400	379,100
	5	154,400	193,200	228,300	253,100	288,300	335,200	381,500
	6	156,200	194,700	229,900	254,300	290,400	337,400	384,200
	7	157,900	196,300	231,400	255,500	292,500	339,400	386,800
	8	159,600	197,800	233,000	256,600	294,600	341,600	389,500
	9	161,300	199,400	234,100	257,900	296,600	343,400	391,600
	10	163,000	201,100	235,600	258,900	298,800	345,500	393,900
	11	164,700	202,700	237,000	259,900	300,900	347,600	396,100
	12	166,500	204,400	238,200	260,900	303,100	349,700	398,300
	13	168,000	205,800	239,800	262,200	305,100	351,200	400,400
	14	169,900	207,400	241,200	263,500	307,000	353,200	402,400
	15	171,900	209,000	242,400	265,100	309,100	355,100	404,400
	16	173,800	210,600	243,800	266,500	311,100	357,100	406,500
	17	175,700	212,000	244,700	268,000	313,100	358,900	408,300
	18	177,600	213,600	245,900	269,800	315,100	360,900	410,300
	19	179,400	215,300	247,100	271,600	317,200	362,900	412,200
	20	181,300	217,000	248,300	273,400	319,300	364,900	414,300
	21	183,200	218,300	249,700	275,200	321,100	366,700	416,100
	22	184,700	219,800	250,700	277,000	323,100	368,700	417,700
	23	186,200	221,200	251,700	278,800	324,900	370,800	419,300
	24	187,700	222,700	252,800	280,500	326,900	372,900	420,800
	25	189,300	224,100	254,000	282,300	328,600	374,300	422,300
	26	190,600	225,500	255,300	284,200	330,500	376,100	423,600
	27	192,100	226,800	256,700	286,100	332,500	377,900	424,900
	28	193,500	228,100	258,200	287,900	334,500	379,600	426,200
	29	195,000	229,400	259,600	289,600	335,800	381,400	427,500
	30	196,200	230,800	261,300	291,400	337,600	382,900	428,700
	31	197,500	232,300	263,000	293,200	339,300	384,500	429,900
	32	198,800	233,700	264,600	295,100	341,100	386,200	431,000
	33	200,200	234,800	266,000	296,800	342,800	387,500	432,200
	34	201,600	236,100	267,800	298,500	344,600	388,800	433,400
	35	202,900	237,100	269,500	300,300	346,500	390,100	434,600
	36	204,300	238,400	271,200	302,100	348,300	391,300	435,800
	37	205,400	239,800	272,700	303,400	350,100	392,400	437,100
	38	206,700	241,100	274,400	305,100	351,800	393,600	437,900
	39	208,000	242,200	276,100	306,600	353,400	394,700	438,300
	40	209,300	243,500	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000
	41	210,400	244,800	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500
	42	211,600	245,900	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900
	43	212,800	247,100	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300
	44	214,000	248,200	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
	45	215,200	249,300	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
	46	216,300	250,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
	47	217,300	252,200	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
	48	218,400	253,500	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200

	49	219,400	255,100	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
	50	220,400	256,500	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
	51	221,300	257,900	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
	52	222,300	259,200	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
	53	222,700	260,300	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
	54	223,600	261,700	299,200	327,600	369,700	402,800	
	55	224,300	263,100	300,600	328,700	370,600	403,100	
	56	225,200	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400	
再任用 職員以 外の職 員	57	225,900	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700	
	58	226,800	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000	
	59	227,500	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300	
	60	228,300	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700	
	61	229,200	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900	
	62	230,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200	
	63	230,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500	
	64	231,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
	65	232,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
	66	233,300	275,700	314,100	336,500	377,900		
	67	234,100	276,600	314,900	337,200	378,600		
	68	234,900	277,700	315,700	337,900	379,200		
	69	235,600	278,700	316,300	338,600	379,600		
	70	236,300	279,700	317,000	339,100	380,100		
	71	237,000	280,800	317,700	339,700	380,600		
	72	237,600	281,900	318,300	340,300	381,100		
	73	238,300	282,500	319,000	340,600	381,700		
	74	239,100	283,200	319,200	341,200	382,200		
	75	239,900	283,700	319,800	341,700	382,800		
	76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400		
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900			
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400			
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900			
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400			
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700			
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200			
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600			
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000			
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400			
86		289,500	325,400	346,300	387,900			
87		289,700	325,600	346,600	388,300			
88		289,900	326,000	346,900	388,700			
89		290,300	326,400	347,300	389,100			
90		290,500	326,800	347,600	389,600			
91		290,700	327,200	348,000	390,000			
92		290,900	327,600	348,300	390,400			
93		291,300	327,900	348,700	390,800			
94		291,500	328,100	349,000				
95		291,700	328,500	349,300				
96		292,000	328,800	349,600				
97		292,400	329,000	349,900				
98		292,700	329,300	350,300				
99		292,900	329,600	350,700				
100		293,200	329,900	351,100				

	101		293,500	330,100	351,600			
	102		293,700	330,400	352,000			
	103		293,900	330,800	352,400			
	104		294,200	331,000	352,800			
	105		294,500	331,200	353,300			
	106			331,400				
	107			331,800				
	108			332,000				
	109			332,200				
	110			332,600				
	111			333,000				
	112			333,400				
	113			333,600				
再任用 職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## ウ 医療職給料表(三)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	163,000	190,500	238,500	261,100	285,900	330,100
	2	164,400	192,600	240,300	262,100	287,700	332,200
	3	165,900	194,700	242,100	263,000	289,500	334,200
	4	167,300	196,700	243,900	264,100	291,400	336,400
	5	168,800	198,800	245,300	264,700	293,100	338,400
	6	170,300	201,100	246,600	265,700	294,900	340,500
	7	171,800	203,400	247,700	266,500	296,800	342,600
	8	173,300	205,700	249,000	267,500	298,600	344,700
	9	174,600	208,100	250,000	268,600	300,500	346,200
	10	176,300	209,500	251,100	269,400	302,400	348,200
	11	177,900	210,900	252,000	270,500	304,200	350,100
	12	179,400	212,100	252,900	271,700	306,100	352,100
	13	180,900	213,500	254,100	273,000	307,600	354,000
	14	182,900	214,900	255,200	274,200	309,200	356,100
	15	184,900	216,400	256,000	275,400	311,000	358,200
	16	186,900	217,600	257,000	276,800	312,800	360,200
	17	189,100	219,000	257,600	278,100	314,500	362,200
	18	191,200	220,500	258,500	279,500	316,100	364,200
	19	193,300	222,000	259,500	280,700	317,800	366,300
	20	195,400	223,500	260,400	282,000	319,500	368,400
	21	197,500	224,700	261,300	283,600	320,900	370,100
	22	199,700	226,400	262,300	285,200	322,400	372,200
	23	201,900	228,100	263,200	286,700	323,900	374,300
	24	204,100	229,800	264,200	288,100	325,400	376,300
	25	206,100	231,100	265,400	289,400	326,800	378,300
	26	207,400	232,800	266,500	291,200	328,200	379,900
	27	208,600	234,500	267,700	293,000	329,700	381,800
	28	209,900	236,200	268,900	294,700	331,300	383,700
	29	211,100	237,800	270,100	296,000	332,400	385,500
	30	212,200	239,200	271,600	297,600	333,900	387,200
	31	213,500	240,500	273,200	299,200	335,300	389,100
	32	214,700	241,600	274,600	300,900	336,800	390,900
	33	216,000	242,800	276,200	302,300	338,400	392,600
	34	217,300	243,900	277,700	303,800	339,900	394,300
	35	218,600	244,800	279,000	305,400	341,500	396,100
	36	219,900	245,900	280,300	307,000	343,000	397,800
	37	221,100	246,800	281,900	308,300	344,700	399,400
	38	222,500	247,900	283,300	309,700	346,300	401,100
	39	223,800	248,800	284,800	311,100	347,800	402,900
	40	225,200	249,900	286,200	312,700	349,400	404,700
	41	226,100	250,400	287,500	314,200	350,600	406,200
	42	227,500	251,300	289,000	315,600	352,100	407,700
	43	228,900	252,200	290,500	317,000	353,600	409,200
	44	230,300	253,100	292,100	318,500	355,000	410,500
	45	231,500	253,900	293,400	319,300	356,600	411,600
	46	232,900	254,900	294,800	320,700	357,600	412,700
	47	234,200	255,800	296,300	322,100	359,100	413,800
	48	235,500	256,800	297,800	323,600	360,400	415,000

	49	236,500	257,800	298,900	324,700	361,800	416,300
	50	237,600	258,900	300,200	326,100	363,200	417,400
	51	238,600	260,100	301,400	327,400	364,500	418,600
	52	239,700	261,300	302,800	328,700	365,900	419,700
	53	240,600	262,400	304,200	330,100	367,400	420,900
	54	241,700	263,900	305,500	331,500	368,600	421,900
	55	242,700	265,300	306,900	332,900	369,700	423,000
	56	243,700	266,700	308,300	334,200	370,900	424,100
	57	244,400	268,200	309,100	335,100	372,000	425,200
	58	245,400	269,800	310,300	336,400	372,900	425,700
	59	246,100	271,300	311,500	337,600	373,900	426,300
	60	247,100	272,800	312,900	338,900	374,900	426,700
	61	248,000	274,200	314,000	340,000	375,500	427,300
	62	249,000	275,700	315,300	340,900	376,300	427,800
	63	249,800	277,200	316,600	342,100	377,100	428,200
	64	250,800	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700
	65	251,700	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300
	66	252,600	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700
	67	253,700	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000
	68	254,600	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
	69	255,400	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
	70	256,500	287,000	324,800	350,000	382,000	
	71	257,600	288,500	325,900	351,100	382,700	
	72	258,700	289,900	326,800	352,200	383,300	
	73	260,100	290,900	328,100	353,000	384,000	
	74	261,400	292,300	328,800	354,100	384,500	
	75	262,700	293,500	329,900	355,200	385,100	
	76	263,900	294,800	331,100	356,300	385,600	
	77	264,900	296,200	332,200	357,000	386,000	
	78	266,000	297,500	333,400	357,800	386,600	
	79	267,300	298,700	334,500	358,600	387,100	
	80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400	
	81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700	
	82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200	
	83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600	
	84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900	
再任用	85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200	
職員以	86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700	
外の職	87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200	
員	88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	
	89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	
	90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
	91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	
	92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	
	93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
	94	281,900	315,000	348,400	366,400	393,000	
	95	282,800	315,700	349,100	366,800	393,500	
	96	283,800	316,300	349,700	367,100	393,900	
	97	284,400	317,000	350,100	367,700	394,300	
	98	285,200	317,300	350,500	368,200		
	99	285,800	317,900	351,000	368,700		
	100	286,700	318,600	351,400	369,200		

101	287,500	319,000	351,900	369,800
102	288,300	319,600	352,300	370,300
103	289,100	320,200	352,800	370,800
104	289,900	320,800	353,200	371,200
105	290,600	321,200	353,500	371,800
106	291,100	321,700	354,000	372,300
107	291,600	322,200	354,400	372,800
108	292,100	322,700	354,700	373,300
109	292,300	323,100	355,200	373,900
110	292,600	323,500	355,700	374,300
111	292,800	323,800	356,200	374,800
112	293,200	324,100	356,700	375,300
113	293,500	324,500	357,200	375,900
114	293,700	324,900	357,700	
115	294,100	325,300	358,200	
116	294,400	325,600	358,600	
117	294,700	325,800	359,000	
118	295,000	326,100	359,400	
119	295,300	326,500	359,900	
120	295,700	326,700	360,400	
121	296,000	326,900	360,800	
122	296,400	327,200	361,300	
123	296,700	327,500	361,800	
124	297,100	327,800	362,300	
125	297,300	328,000	362,600	
126	297,500	328,300		
127	297,800	328,700		
128	298,200	328,900		
129	298,400	329,100		
130	298,700	329,300		
131	299,100	329,700		
132	299,500	329,900		
133	299,700	330,200		
134	300,000	330,600		
135	300,400	331,000		
136	300,700	331,400		
137	300,900	331,700		
138	301,200	332,100		
139	301,600	332,500		
140	301,900	332,900		
141	302,100	333,200		
142	302,500	333,600		
143	302,900	333,900		
144	303,200	334,300		
145	303,400	334,600		
146	303,600	335,000		
147	303,900	335,400		
148	304,300	335,800		
149	304,500	336,100		
150	304,700	336,500		
151	305,000	336,900		
152	305,300	337,300		

	153	305,700	337,600				
	154	305,900					
	155	306,100					
	156	306,400					
	157	306,700					
	158	307,000					
	159	307,300					
	160	307,600					
	161	308,000					
	162	308,300					
	163	308,600					
	164	308,900					
	165	309,300					
	166	309,600					
	167	309,900					
	168	310,200					
	169	310,600					
再任用 職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第 2 条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に支給する場合には <u>100 分の 122.5</u>、12 月に支給する場合には <u>100 分の 137.5</u> を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第 8 条の 4 において「特定管理職員」という。）にあっては 6 月に支給する場合には <u>100 分の 102.5</u>、12 月に支給する場合には <u>100 分の 117.5</u> を乗じて得た額）に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 122.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 65</u>」と、「<u>100 分の 137.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 80</u>」と、「<u>100 分の 102.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 55</u>」と、「<u>100 分の 117.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 70</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 8 条の 4 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の 95</u>（特定管理職員にあっては、<u>100 分の 115</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 47.5</u>（特定管理職員にあっては、<u>100 分の 57.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 130</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第 8 条の 4 において「特定管理職員」という。）にあっては <u>100 分の 110</u>）を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 130</u>」とあるのは「<u>100 分の 72.5</u>」と、「<u>100 分の 110</u>」とあるのは「<u>100 分の 62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 8 条の 4 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の 92.5</u>（特定管理職員にあっては、<u>100 分の 112.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 45</u>（特定管理職員にあっては、<u>100 分の 55</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p>

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 3 条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年宮崎県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																				
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第 7 条 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">373,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">421,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">471,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">532,000円</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	373,000円	2	421,000円	3	471,000円	4	532,000円	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第 7 条 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">374,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">422,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">472,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">533,000円</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	374,000円	2	422,000円	3	472,000円	4	533,000円
号給	給料月額																				
1	373,000円																				
2	421,000円																				
3	471,000円																				
4	532,000円																				
号給	給料月額																				
1	374,000円																				
2	422,000円																				
3	472,000円																				
4	533,000円																				



5	607,000円
6	709,000円
7	829,000円

2～6 [略]

(給与条例の適用除外等)

第8条 [略]

2 特定任期付職員に対する職員給与条例第5条の6、第7条の2第1項、第8条第2項及び第8条の11第1項の規定並びに市町村立学校職員給与条例第5条の2第1項の規定の適用については、職員給与条例第5条の6中「医療職給料表(一)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(一)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年宮崎県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項の給料表の適用を受ける職員で医療職給料表(一)の適用を受ける職員に相当する職員として人事委員会が認めるもの」と、職員給与条例第7条の2第1項中「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員又は任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員給与条例第8条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の165」と、職員給与条例第8条の11第1項中「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第5条の2第1項中「第3条の3第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第3条の3第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年宮崎県条例第1号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

5	608,000円
6	710,000円
7	830,000円

2～6 [略]

(給与条例の適用除外等)

第8条 [略]

2 特定任期付職員に対する職員給与条例第5条の6、第7条の2第1項、第8条第2項及び第8条の11第1項の規定並びに市町村立学校職員給与条例第5条の2第1項の規定の適用については、職員給与条例第5条の6中「医療職給料表(一)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(一)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年宮崎県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項の給料表の適用を受ける職員で医療職給料表(一)の適用を受ける職員に相当する職員として人事委員会が認めるもの」と、職員給与条例第7条の2第1項中「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員又は任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員給与条例第8条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の170」と、職員給与条例第8条の11第1項中「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第5条の2第1項中「第3条の3第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第3条の3第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年宮崎県条例第1号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
第8条 [略]	第8条 [略]
2 特定任期付職員に対する職員給与条例第5条の6、第7条の2第1項、第8条第2項及び第8条の11第1項の規定並びに市町村立学校職員給与条例第5条の2第1項の規定の適用については、職員給与条例第5条の6中「医療職給料表(一)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(一)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年宮崎県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項の給料表の適用を受ける職員で医療職給料表(一)の適用を受ける職員に相当する職員として人事委員会が認めるもの」と、職員給与条例第7条の2第1項中「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員又は任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員給与条例第8条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の170」と、職員給与条例第8条の11第1項中「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職	2 特定任期付職員に対する職員給与条例第5条の6、第7条の2第1項、第8条第2項及び第8条の11第1項の規定並びに市町村立学校職員給与条例第5条の2第1項の規定の適用については、職員給与条例第5条の6中「医療職給料表(一)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(一)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年宮崎県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項の給料表の適用を受ける職員で医療職給料表(一)の適用を受ける職員に相当する職員として人事委員会が認めるもの」と、職員給与条例第7条の2第1項中「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員又は任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員給与条例第8条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」と、職員給与条例第8条の11第1項中「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定す

を占める職員」とあるのは「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第5条の2第1項中「第3条の3第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第3条の3第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

る職を占める職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第5条の2第1項中「第3条の3第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第3条の3第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

（職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年宮崎県条例第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 （給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>第7条 [略] 2～4 [略]</p> <p>5 第1項から前項までの規定は、<u>職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年宮崎県条例第3号）附則第3項（同条例附則第4項及び第5項において準用する場合を含む。）の規定による給料が支給される職員には、適用しない。</u></p>	<p>附 則 （給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>第7条 [略] 2～4 [略]</p> <p>5 第1項から前項までの規定は、<u>職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成30年宮崎県条例第50号）附則第6項（同条例附則第7項及び第8項において準用する場合を含む。）の規定による給料が支給される職員には、適用しない。</u></p>

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成27年宮崎県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 <u>（施行期日）</u></p> <p>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第7条第5項第2号並びに附則第4項、第7項、第23項及び第27項の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 職員がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第16項及び第24項から第26項まで、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和37年宮崎県条例第39号。以下「条例第39号」という。）附則第3項、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年宮崎県条例第22号。以下「条例第22号」という。）附則第5項から第8項まで、職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年宮崎県条例第48号。以下「条例第48号」という。）附則第4項並びに職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年宮崎県条例第5号。以下「条例第5号」という。）附則第4条の規定により計算した退職手当の額（以下「旧条例等退職手当額」という。）又は条例第5号附則第2条の規定による退職手当の額が、この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第16項及び第24項から第26項まで、条例第39号附則第3項、条例第22号附則第5項から第8項まで、条例第48号附則第4項並びに条例第5号附則第4条の規定により計算した退職手当の額よ</p>	<p>附 則</p> <p><u>この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第7条第5項第2号並びに附則第4項、第7項、第23項及び第27項の改正規定は、公布の日から施行する。</u></p>

りも多いときは、これらの規定にかかわらず、当分の間、旧条例等退職手当額又は条例第5号附則第2条の規定による退職手当の額のいずれか多い額をもって、その者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

- 3 職員のうち新条例第7条第5項及び第6項並びに第8条第1項から第3項までの規定により第5条の2第2項第2号から第19号までに掲げる期間が第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であって、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれるものが職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額」とする。

(人事委員会規則への委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年宮崎県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>3 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が施行日に第1条の規定による改正前の職員給与条例の規定(附則第13項から第16項までの規定を除く。)又は第4条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定を適用した場合にその者が受けることとなる給料月額(当該給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額を含む。)に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、当分の間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。ただし、差額に相当する額が、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成17年宮崎県条例第76号)附則第7条第1項(同条例附則第7条第2項及び第3項において準用する場合を含む。)の給料の額に達しない場合は、支給しない。</p> <p>4 前項の規定は、施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(同項の規定の適用を受ける職員を除く。)で、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものについて準用する。この場合において、同項中「施行日に第1条の規定による改正前の職員給与条例の規定(附則第13項から第16項までの規定を除く。)又は第4条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定を適用した場合にその者が受けることとなる給料月額(当該給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額を含む。)」とあるのは、「人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。</p> <p>5 附則第3項の規定は、施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員で、任用の事情等を考慮して同項(前項において準用する場合を含む。)の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものについて準用する。この場合において、附則第3項中「施行日に第1条の規定による改正前の職員給与条例の規定(附則第13項から第16項までの規定を除く。)」とあるのは、「人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。</p>	<p>附 則</p>

<p>く。)又は第4条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定を適用した場合にその者が受けることとなる給料月額（当該給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額を含む。）」とあるのは、「人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。</p> <p>6 前3項の規定の適用について、部内の他の職員との権衡を失すると認められるときその他特別の事情があるときは、人事委員会と協議の上、必要な調整を行うことができる。</p> <p>7 附則第3項（附則第4項及び第5項において準用する場合を含む。）の規定による給料を支給される職員に関する職員給与条例第6条の3第1項、第6条の4第1項（同条第2項において同条第1項の例によるものとする場合を含む。）、第6条の5第2項及び第8条第5項（職員給与条例第8条の4第4項において準用する場合及び職員の育児休業等に関する条例（平成4年宮崎県条例第6号）第15条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年宮崎県条例第3号）附則第3項（同条例附則第4項及び第5項において準用する場合を含む。）の規定による給料の額との合計額」とする。</p> <p>8 附則第3項（附則第4項及び第5項において準用する場合を含む。）の規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年宮崎県条例第3号）附則第3項（同条例附則第4項及び第5項において準用する場合を含む。）の規定による給料の額との合計額」とする。</p> <p>（1）義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年宮崎県条例第47号）第3条第1項</p> <p>（2）一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第4項（人事委員会規則への委任）</p> <p>9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>	<p>（人事委員会規則への委任）</p> <p>3 附則第2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>
<p>附 則</p> <p>（施行期日等）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条から第7条まで並びに附則第6項から第11項までの規定は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下この項及び附則第5項において「改正後の職員給与条例」という。）及び第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。ただし、改正後の職員給与条例第8条の4及び改正後の任期付職員条例第8条の規定は、平成30年12月1日から適用する。</p> <p>3 第6条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の規定は、平成31年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。</p> <p>（切替日前の異動者の号給の調整）</p> <p>4 平成30年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員（職員の給与に関する条例（以下「職員給与条例」という。）の適用を受ける職員に限る。以下同じ。）及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p> <p>（給与の内払）</p> <p>5 改正後の職員給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。</p> <p>（平成33年3月31日までの間における給料に関する特例）</p> <p>6 平成27年4月1日（以下「特定切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額</p>	



が特定切替日に職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年宮崎県条例第3号）第1条の規定による改正前の職員給与条例の規定（附則第13項から第16項までの規定を除く。）又は第4条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定を適用した場合にその者が受けることとなる給料月額（当該給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額を含む。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成33年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額から次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を減じた額（零を上回るものに限る。）を給料として支給する。ただし、この項の規定による給料の額が、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年宮崎県条例第76号）附則第7条第1項（同条例附則第7条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）の給料の額に達しない場合は、支給しない。

期 間	額
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	2,000円
平成32年4月1日から平成33年3月31日まで	4,000円

7 前項の規定は、特定切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（同項の規定の適用を受ける職員を除く。）で、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものについて準用する。この場合において、同項中「特定切替日に職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年宮崎県条例第3号）第1条の規定による改正前の職員給与条例の規定（附則第13項から第16項までの規定を除く。）又は第4条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定を適用した場合にその者が受けることとなる給料月額（当該給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額を含む。）」とあるのは、「人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。

8 附則第6項の規定は、特定切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員で、任用の事情等を考慮して同項（前項において準用する場合を含む。）の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものについて準用する。この場合において、附則第6項中「特定切替日に職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年宮崎県条例第3号）第1条の規定による改正前の職員給与条例の規定（附則第13項から第16項までの規定を除く。）又は第4条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定を適用した場合にその者が受けることとなる給料月額（当該給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額を含む。）」とあるのは、「人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。

9 前3項の規定の適用について、部内の他の職員との権衡を失すると認められるときその他特別の事情があるときは、人事委員会と協議の上、必要な調整を行うことができる。

10 附則第6項（附則第7項及び第8項において準用する場合を含む。）の規定による給料を支給される職員に関する職員給与条例第6条の3第1項、第6条の4第1項（同条第2項において同条第1項の例によるものとする場合を含む。）、第6条の5第2項及び第8条第5項（職員給与条例第8条の4第4項において準用する場合及び職員の育児休業等に関する条例（平成4年宮崎県条例第6号）第15条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成30年宮崎県条例第50号）附則第6項（同条例附則第7項及び第8項において準用する場合を含む。）の規定による給料の額との合計額」とする。

11 附則第6項（附則第7項及び第8項において準用する場合を含む。）の規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成30年宮崎県条例第50号）附則第6項（同条例附則第7項及び第8項において準用する場合を含む。）の規定による給料の額との合計額」とする。

(1) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年宮崎県条例第47号）第3条第1項

(2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第4項  
(人事委員会規則への委任)

12 附則第4項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 宮崎県条例第51号

##### 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(宿日直手当)	(宿日直手当)
第5条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、 <u>4,200円</u> （人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては、 <u>5,900円</u> ）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執	第5条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、 <u>4,400円</u> （人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては、 <u>6,100円</u> ）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執

務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額は、6,300円（人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿直勤務にあっては、8,850円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額は、6,600円（人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿直勤務にあっては、9,150円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1 教育職給料表(第3条関係)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	157,900	173,900	262,400	291,300	406,700
	2	159,400	176,000	264,900	293,900	408,200
	3	160,900	178,100	267,200	296,800	409,700
	4	162,400	180,300	269,500	299,300	411,200
	5	164,100	182,300	272,000	301,800	412,600
	6	166,000	184,500	274,400	304,200	414,000
	7	167,800	186,700	276,600	306,500	415,500
	8	169,600	188,900	278,800	308,900	417,100
	9	171,400	191,200	281,000	311,300	418,500
	10	173,500	194,000	283,300	313,900	419,900
	11	175,500	196,700	285,700	316,600	421,300
	12	177,500	199,400	287,900	319,500	422,600
	13	179,500	202,300	290,300	321,900	423,900
	14	181,700	204,000	292,400	323,900	425,300
	15	183,900	205,600	294,300	325,900	426,700
	16	186,100	207,300	296,300	328,200	428,100
	17	188,400	209,100	298,400	330,200	429,300
	18	191,000	210,700	300,900	332,400	430,600
	19	193,500	212,400	303,400	334,700	431,800
	20	196,000	214,000	306,100	336,800	433,100
	21	198,500	215,800	308,300	339,000	434,200
	22	200,200	217,700	310,900	341,200	435,400
	23	201,900	219,600	313,200	343,500	436,700
	24	203,600	221,500	315,900	345,800	438,000
	25	205,100	223,000	318,500	347,500	439,300
	26	206,500	225,000	320,800	349,300	440,500
	27	208,100	227,000	323,200	351,200	441,500
	28	209,600	229,000	325,400	353,100	442,600
	29	211,300	230,800	327,600	354,900	443,800
	30	213,000	233,500	329,600	356,700	444,600
	31	214,700	236,200	331,800	358,400	445,400
	32	216,400	238,900	334,000	360,300	446,300
	33	217,800	241,500	335,800	361,600	447,200
	34	219,500	244,300	337,900	363,300	447,700
	35	221,200	246,900	340,000	364,800	448,200
	36	222,900	249,600	342,000	366,600	448,700
	37	224,300	252,100	344,000	368,500	449,200
	38	226,000	254,600	345,900	370,000	449,700
	39	227,700	257,100	347,900	371,300	450,200
	40	229,400	259,400	349,800	372,900	450,700

	41	231,000	262,000	351,300	374,000	451,200
	42	232,700	264,400	353,100	375,400	
	43	234,300	266,600	354,700	376,800	
	44	235,900	268,800	356,400	378,300	
	45	237,600	270,900	358,200	379,700	
	46	239,100	273,100	359,900	381,300	
	47	240,400	275,300	361,200	382,900	
	48	241,800	277,300	362,800	384,400	
	49	243,000	279,600	364,000	385,800	
	50	244,400	281,600	365,500	387,300	
	51	245,900	283,500	367,100	388,800	
	52	247,100	285,500	368,700	390,200	
	53	248,200	287,300	370,100	391,400	
	54	249,600	289,700	371,600	392,700	
	55	250,800	292,000	373,100	393,800	
	56	252,000	294,500	374,600	394,900	
	57	253,200	296,500	376,100	396,300	
	58	254,400	299,000	377,500	397,500	
	59	255,500	301,300	378,900	398,700	
	60	256,700	304,000	380,200	400,000	
再 任	61	258,100	306,400	381,100	401,200	
用 職	62	259,100	308,800	382,300	402,200	
員 以	63	260,300	311,300	383,500	403,600	
外 の	64	261,200	313,600	384,600	404,900	
職 員	65	262,200	315,800	385,500	406,100	
	66	263,600	318,000	386,700	407,200	
	67	265,000	320,100	387,700	408,400	
	68	266,400	322,300	388,800	409,500	
	69	268,000	324,200	390,000	410,500	
	70	269,500	326,300	391,000	411,700	
	71	271,000	328,400	392,100	412,900	
	72	272,400	330,400	393,300	414,100	
	73	273,400	332,500	394,300	414,700	
	74	274,600	334,600	395,400	415,500	
	75	275,900	336,800	396,500	416,200	
	76	277,100	339,000	397,600	416,700	
	77	278,300	340,700	398,500	417,000	
	78	279,400	342,600	399,400	417,400	
	79	280,600	344,300	400,400	417,800	
	80	281,800	346,100	401,400	418,200	
	81	283,000	347,900	402,200	418,500	
	82	283,900	349,700	403,000	418,900	
	83	285,100	351,100	403,700	419,300	
	84	286,300	352,900	404,500	419,600	



85	287,200	354,100	405,200	419,900
86	288,100	355,700	406,000	420,300
87	288,800	357,200	406,700	420,700
88	289,800	358,700	407,400	421,000
89	290,800	360,000	408,000	421,300
90	291,700	361,300	408,700	421,600
91	292,600	362,700	409,200	421,900
92	293,400	364,100	409,900	422,100
93	293,700	365,600	410,300	422,300
94	294,400	366,900	410,700	
95	295,100	368,200	411,000	
96	295,900	369,400	411,300	
97	296,700	370,400	411,600	
98	297,500	371,400	411,900	
99	298,300	372,400	412,200	
100	299,000	373,400	412,400	
101	299,900	374,300	412,600	
102	300,400	375,300	412,900	
103	300,900	376,300	413,200	
104	301,400	377,300	413,400	
105	301,600	378,100	413,600	
106	302,000	379,000	413,900	
107	302,300	379,900	414,200	
108	302,500	380,900	414,400	
109	302,700	381,700	414,600	
110	302,900	382,700	414,900	
111	303,200	383,700	415,200	
112	303,500	384,700	415,400	
113	303,700	385,300	415,600	
114	303,900	386,200	415,900	
115	304,100	387,100	416,200	
116	304,400	388,000	416,400	
117	304,700	388,800	416,600	
118	305,000	389,500		
119	305,300	390,300		
120	305,600	391,100		
121	305,800	391,700		
122	306,000	392,500		
123	306,200	393,200		
124	306,500	393,900		
125	306,800	394,500		
126		395,200		
127		395,700		
128		396,300		

	129		397,000			
	130		397,600			
	131		398,100			
	132		398,600			
	133		398,900			
	134		399,200			
	135		399,500			
	136		399,800			
	137		400,100			
	138		400,400			
	139		400,700			
	140		401,000			
	141		401,300			
	142		401,600			
	143		401,900			
	144		402,200			
	145		402,400			
	146		402,700			
	147		403,000			
	148		403,200			
	149		403,400			
	150		403,700			
	151		404,000			
	152		404,200			
	153		404,400			
	154		404,700			
	155		405,000			
	156		405,200			
	157		405,400			
再任用 職員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考

- 1 この表は、小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に 7,500円をそれぞれ加算した額とする。

(市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成17年宮崎県条例第88号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>12 附則第6項から第9項までの規定は、<u>市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年宮崎県条例第24号)附則第3項(同条例附則第4項及び第5項において準用する場合を含む。)</u>の規定による給料が支給される職員には、適用しない。</p>	<p>附 則</p> <p>12 附則第6項から第9項までの規定は、<u>市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成30年宮崎県条例第51号)附則第5項(同条例附則第6項及び第7項において準用する場合を含む。)</u>の規定による給料が支給される職員には、適用しない。</p>

(市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年宮崎県条例第24号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p><u>(給料の切替えに伴う経過措置)</u></p> <p>3 <u>施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が施行日に第1条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例の規定(附則第13項から第15項までの規定を除く。)</u>を適用した場合にその者が受けることとなる給料月額(当該給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額を含む。)<u>に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)</u>には、当分の間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。ただし、差額に相当する額が、市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成17年宮崎県条例第88号)附則第6項(同条例附則第7項及び第8項において準用する場合を含む。)<u>の給料の額に達しない場合は、支給しない。</u></p> <p>4 <u>前項の規定は、施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(同項の規定の適用を受ける職員を除く。)</u>で、前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものについて準用する。この場合において、同項中「<u>施行日に第1条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例の規定(附則第13項から第15項までの規定を除く。)</u>を適用した場合にその者が受けることとなる給料月額(当該給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額を含む。)」とあるのは、「<u>人事委員会規則で定める額</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>5 <u>附則第3項の規定は、施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員で、任用の事情等を考慮して同項(前項において準用する場合を含む。)</u>の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものについて準用する。この場合において、<u>附則第3項中「施行日に第1条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例の規定(附則第13項から第15項までの規定を除く。)</u>を適用した場合にその者が受けることとなる給料月額(当該給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額を含む。)」とあるのは、「<u>人事委員会規則で定める額</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>6 <u>前3項の規定の適用について、部内の他の職員との権衡を失すると認められるときその他特別の事情があるときは、人事委員会と協議の上、必要な調整を行うことができる。</u></p> <p>7 <u>附則第3項(附則第4項及び第5項において準用する場合を含む。)</u>の規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「<u>給料月額</u>」とあるのは、「<u>給料月額と市町村立学校職員の給与等に関する条例等の</u></p>	<p>附 則</p>

一部を改正する条例（平成27年宮崎県条例第24号）附則第3項（同条例附則第4項及び第5項において準用する場合を含む。）の規定による給料の額との合計額」とする。

（1）職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）第8条第5項（第8条の4第4項において準用する場合を含む。）

）

（2）義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年宮崎県条例第47号）第3条第1項

（3）一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号）第7条第4項

（人事委員会規則への委任）

（人事委員会規則への委任）

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

3 附則第2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条並びに附則第5項から第9項までの規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（切替日前の異動者の号給の調整）

3 平成30年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（平成33年3月31日までの間における給料に関する特例）

5 平成27年4月1日（以下「特定切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が特定切替日に市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年宮崎県条例第24号）第1条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例の規定（附則第13項から第15項までの規定を除く。）を適用した場合にその者が受けることとなる給料月額（当該給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額を含む。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成33年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額から次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を減じた額（零を上回るものに限り。）を給料として支給する。ただし、この項の規定による給料の額が、市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年宮崎県条例第88号）附則第6項（同条例附則第7項及び第8項において準用する場合を含む。）の給料の額に達しない場合は、支給しない。

期 間	額
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	2,000円
平成32年4月1日から平成33年3月31日まで	4,000円

6 前項の規定は、特定切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（同項の規定の適用を受ける職員を除く。）で、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものについて準用する。この場合において、同項中「特定切替日に市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年宮崎県条例第24号）第1条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例の規定（附則第13項から第15項までの規定を除く。）を適用した場合にその者が受けることとなる給料月額（当該給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額を含む。）」とあるのは、「人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。

7 附則第5項の規定は、特定切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員で、任用の事情等を考慮して同項（前項において準用する場合を含む。）の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものについて準用する。この場合において、附則第5項中「特定切替日に市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年宮崎県条例第24号）第1条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例の規定（附則第13項から第15項までの規定を除く。）を適用した場合にその者が受けることとなる給料月額（当該給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額を含む。）」とあるのは、「人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。

8 前3項の規定の適用について、部内の他の職員との権衡を失すると認められるときその他特別の事情があるときは、人事委員会と協議の上、必要な調整を行うことができる。

9 附則第5項（附則第6項及び第7項において準用する場合を含む。）の規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正す

る条例（平成30年宮崎県条例第51号）附則第5項（同条例附則第6項及び第7項において準用する場合を含む。）の規定による給料の額との合計額」とする。

（1） 職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）第8条第5項（第8条の4第4項において準用する場合を含む。）

（2） 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年宮崎県条例第47号）第3条第1項

（3） 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号）第7条第4項

（人事委員会規則への委任）

10 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

